

**質問** 日本人同士での婚姻届を出したいのですが。

## **回答**

### ➤ **提出時期**

婚姻は届けた日に効力を生じます。休日・夜間に届出された場合、書類審査は後日となりますが、審査の結果受理となった場合には「届出した日」が受理日となります。

### ➤ **提出場所**

夫又は妻の本籍地か所在地の区市町村役所（場）へ夫、妻（成年の証人2人の署名押印（注意）が必要）が届出をしてください。

杉並区では戸籍係（区役所1階3番窓口）のほか区民事務所でも取り扱っています。

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

### ➤ **提出に必要なもの**

- ◆ 届書1通
- ◆ 印鑑（届出人欄に押印（注意）したものをお持ちください）
- ◆ 本人であることを確認できる書面（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード【個人番号カード】（保険証等、官公署が発行しているが顔写真のないものは2点以上））

（注意）令和3年9月1日から、押印は任意となりました。

（注意）令和6年3月1日から、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

（その他）令和4年4月1日より改正民法が施行され、成年年齢は18歳に引き下げられました。これに伴い、婚姻することができる年齢は「男女ともに18歳」になりました。